

感染・濃厚接触等による代替措置について（2022年度S Semester 定期試験）

2022年7月7日

法学部・法科大学院

2022年度S Semester 定期試験は対面方式で行う予定で準備を進めています。新型コロナウイルス感染症への罹患・濃厚接触等によって対面方式で受験できなくなった学生には、下記によって対応します（5月30日付掲示の再掲）。

- * 新型コロナウイルス感染症とは関係のない事故・病気等のやむを得ない事由の場合は、通常の追試験の制度によることとなります。その内容は法学部か法科大学院かによって異なります。それぞれの学生便覧等で確認してください。
- * 対面方式で受験できない事情があることがあらかじめわかっている常時オンライン学生については、代替措置を受けたい授業科目の申請を6月30日締切りで受け付けたところです（5月30日付掲示）。

新型コロナウイルス感染症への罹患・濃厚接触・副反応などによる代替措置

通常の追試験の制度（上記参照）とは別に、下記の事由によって試験を受験できなかった場合に、代替措置をとることとします。この代替措置は、原則として、8月後半～9月前半（法学部、法科大学院既修、未修で実施時期はそれぞれ異なる）に予定している追試験であり、代替措置の可否は科目ごとに判断されます。

下記の事由で受験できない場合には、速やかに（なるべく、受験できない試験の開始時刻より前に）下記連絡先に一報し、指示を受けてください。

コロナ罹患等による代替措置の対象とする事由（下記のいずれか）

- (1) 新型コロナウイルス感染症への罹患
- (2) 新型コロナウイルス感染症罹患者との濃厚接触
- (3) 新型コロナウイルス感染症への罹患が疑われる発熱等の発症
- (4) 新型コロナウイルスワクチン接種による副反応

- * (2)および(3)は、オンライン試験となった場合には、この代替措置の対象とはしません。(3)は、オンライン試験となった場合には、他の病気の場合と同様の通常のルールで追試験の可否を判断します。

連絡先

法学部：学部チーム [gakubu.j\[at\]gs.mail.u-tokyo.ac.jp](mailto:gakubu.j[at]gs.mail.u-tokyo.ac.jp)

法科大学院：大学院チーム [jin.j\[at\]gs.mail.u-tokyo.ac.jp](mailto:jin.j[at]gs.mail.u-tokyo.ac.jp)

以上